

○社会教育法

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二—第九条の六）

第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）

**第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）**

第五章 公民館（第二十条—第四十二条）

第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）

第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

（抜粋）

**第四章 社会教育委員**

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

○社会教育委員条例

昭和 28 年 5 月 27 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、市に大阪狭山市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 委員の定数は、12 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

(議長及び副議長)

第 4 条 委員の会議(以下「会議」という。)に、議長及び副議長 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選とし、任期は、1 年とする。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 議長及び副議長がともに欠けたとき、又は選任されていないときは、最年長者が、議長の職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 会議は、議長が招集する。

(議決の方法)

第 6 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の費用弁償)

第 7 条 委員の費用弁償の額及びその方法は、報酬並びに費用弁償支給条例の例による。

(委任規程)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営について必要な事項は、委員が会議で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 9 月 30 日条例第 58 号)

この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。